

○越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成5年3月24日
条例第4号

越谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第19号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量及びその適正な処理を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、資源が循環して利用される社会の形成を希求し、市民の健康で快適な生活に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の発生の抑制及び再生品の利用又は不用品の活用(以下「再利用」という。)等廃棄物の減量を図るとともに、自ら廃棄物の資源化及びその適正な処理に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関して市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、原材料の合理的使用、製品の過剰包装の回避及び再利用等を図ることにより、事業活動に伴って生ずる廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、その製品及び容器等が廃棄物となった場合を常に想定し、適正な処理が困難とならないよう技術の開発に努めるとともに、その製品及び容器等が市で処理することが困難な廃棄物となった場合にあっては、当該廃棄物を自ら回収する等、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関して市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進するための施策を行うことにより廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用による廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、市民及び事業者に指導又は助言を行うことができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第5条の7第1項の規定により越谷市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び団体の代表者
- (2) 知識経験者
- (3) 物の製造及び販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物の再生等を行う事業者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 [前3項](#)に定めるもののほか審議会について必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画の告示)

第8条 法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、市長は、これを告示しなければならない。

2 [前項](#)の規定は、一般廃棄物処理計画の変更について準用する。

(占有者の協力義務等)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の廃棄物のうち自ら資源化又はその適正な処理ができない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従いその種類ごとに区分するとともに、飛散し、又は流出しない方法により容器等に収納した後、市長の指定する場所に搬出する等、清掃業務に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その占有し、及び管理する土地又は建物内への廃棄物の投棄を防止するため、当該土地又は建物の適正な管理に努めるものとする。

3 市長は、生活環境の保全上特に支障があると認めるときは、土地又は建物の占有者に必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(収集又は運搬の禁止)

第9条の2 市又は規則で定める者以外の者は、市長の指定する場所に搬出された廃棄物のうち、再利用の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市又は規則で定める者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(排出禁止物)

第10条 土地又は建物の占有者は、市が処理する一般廃棄物について、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 法第2条第3項の特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- (6) 前各号に定めるもののほか市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、土地又は建物の占有者は、市長が特に認める場合においては、当該一般廃棄物の処理に関して市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体処理の申し出)

第11条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に申し出て、その指示を受けなければならない。

(事業活動に伴う一般廃棄物の運搬)

第12条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら資源化又は適正に処理できないときは、市長が指定する場所に運搬しなければならない。

2 市長は、前項の一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物以外の一般廃棄物と併せて容易に運搬できると認めるものについては、一般廃棄物処理計画に基づいて運搬することができる。

(廃棄物の処理手数料)

第13条 市長は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物並びにし尿、粗大ごみ及び動物の死体の収集、運搬又は処分に関して事業者又は占有者(事業者又は占有者が一般廃棄物の運搬を廃棄物処理業者に委託したときは、当該委託を受けた業者とする。)から手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、別表第1のとおりとする。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、事業者又は占有者の申請に基づき、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業の許可)

第14条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第15条 市長は、前条の許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)が、許可証の再交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

(業務の休止又は廃止)

第16条 許可業者は、その業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の許可の取消し等)

第17条 市長は、許可業者に対して、法第7条の3及び第7条の4第2項の規定による処分を行うことができる。

2 市長は、許可業者に対して、法第7条の4第1項の規定による処分を行わなければならない。

(廃棄物処理施設専門委員会)

第17条の2 法第8条の2第3項(第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第15条の2第3項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の3及び第12条の3に規定する専門的知識を有する学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか委員会について必要な事項は、規則で定める。

(浄化槽清掃業の許可)

第18条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 [第15条](#)及び[第16条](#)の規定は、[前項](#)の許可を受けた者について準用する。

(浄化槽清掃業の許可の取り消し等)

第19条 市長は、浄化槽清掃業者に対して、浄化槽法第41条第2項の規定による処分を行うことができる。

(許可申請等手数料)

第20条 [別表第2](#)に掲げる許可等を受けようとする者は、申請の際、[回表](#)に定める手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(産業廃棄物の処理)

第21条 市は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量の産業廃棄物のうち、市長が特に認めたものを処理することができる。

2 [前項](#)の規定により市が産業廃棄物を処理する場合において、当該産業廃棄物を排出しようとする者は、その処理に関して市長の指示に従わなければならない。

3 [第12条第1項](#)並びに[第13条第1項](#)及び[第2項](#)の規定は、[前項](#)の産業廃棄物の処理について準用する。この場合において「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「手数料」とあるのは「収集、運搬又は処分に要する費用」と読み替えるものとする。

(調査書の縦覧等)

第22条 市長は、法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出をしようとするときは、当該一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)を公衆の縦覧に供し、これらの届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会を付与しなければならない。

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第23条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)とする。

(縦覧等の告示)

第24条 市長は、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第25条 調査書の縦覧の場所は、市長が[前条](#)の告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、[前条](#)の告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第26条 意見書の提出先は、市長が[第24条](#)の告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、[前条第2項](#)の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(見解書の作成等)

第27条 市長は、意見書の提出があったときは、見解書を遅滞なく作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第28条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告及び縦覧等の手続きを経たものは、[前4条](#)に定める手続きを経たものとみなす。

(技術管理者の資格)

第28条の2 法第21条第3項の規定により条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士([前号](#)に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。[次号](#)において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては土木工学。[次号](#)において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の

処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。[次号](#)において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。[次号](#)において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。[次号](#)において同じ。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) [前各号](#)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(他の市町村との協議)

第29条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧等の手続きの実施について協議するものとする。

(越谷市行政手続条例の適用除外)

第30条 [第9条の2第2項](#)の規定による命令については、[越谷市行政手続条例\(平成10年条例第34号\)第3章](#)の規定は、適用しない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第32条 [第9条の2第2項](#)の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、[前条](#)の違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても[同条](#)の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の[別表第1](#)の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第17条第2項の規定は、この条例の施行前に生じた事項にも適用する。

附 則(平成17年条例第22号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1粗大ごみの項の改正規定及び同表備考の改正規定は、平成21年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1動物の死体の項の規定は、平成21年4月1日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第1粗大ごみの項及び備考の規定は、平成21年9月1日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第41号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第100号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る許可申請手数料等について適用し、同日前になされた申請に係る許可申請手数料等については、なお従前の例による。

(越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第37号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

| 種別 | 取扱区分 | 単位 | | 手数料 | |
|------|---------------------------------------|-------------------|------|---------------------|----------|
| し尿 | (1) 一般家庭から排出されるもので人員によるもの | 普通世帯 | 普通便槽 | 月額1世帯につき | 円 450 |
| | | | | 月額1人(1歳未満の者を除く。)につき | 300 |
| | | | 改良便槽 | 月額1世帯につき | 700 |
| | | | | 月額1人(1歳未満の者を除く。)につき | 300 |
| | | 単身世帯 | 普通便槽 | 月額1世帯につき | 520 |
| | | | 改良便槽 | 月額1世帯につき | 650 |
| | (2) 前号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。 | 18リットルにつき | | 170 | |
| 粗大ごみ | (1) 市が収集・運搬するとき。 | スプリング入りマットレス1個につき | | 2,800 | |

| | | | |
|---------|---------------------------------------|-------------------------------------------|-------|
| | | 1辺が180センチメートル以上のもの(スプリング入りマットレスを除く。)1個につき | 1,200 |
| | | 1辺が120センチメートル以上180センチメートル未満のもの1個につき | 800 |
| | | 上記以外のもの1個につき | 400 |
| | (2) 市長の指定する場所へ搬入するとき。 | スプリング入りマットレス1個につき | 1,600 |
| 動物の死体 | | 1体につき | 7,350 |
| その他の廃棄物 | (1) 市長の指定する場所へ搬入するとき。 | 10キログラムにつき | 100 |
| | (2) 前号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。 | 1立方メートルにつき | 1,000 |

備考

- 1 し尿の手数料を算出する基礎となる数量が18リットル未満のときは、18リットルとし、その数量が18リットルを超えるときは、18リットル未満の端数を切り捨てて計算する。
- 2 上記の粗大ごみの手数料の額が適当でないとき市長が認めるものの手数料の額は、そのつど市長が定める。
- 3 その他の廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム又は1立方メートル未満のときは、10キログラム又は1立方メートルとし、その数量が10キログラム又は1立方メートルを超えるときは、10キログラム又は1立方メートル未満の端数を切り捨てて計算する。

別表第2(第20条関係)

| 区分 | 単位 | 手数料 |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|
| 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 | 1件につき | 円 15,000 |
| 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 | 1件につき | 4,000 |
| 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 | 1件につき | 20,000 |
| 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 | 1件につき | 17,000 |
| 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 1件につき | 3,000 |
| 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 1件につき | 15,000 |
| 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 | 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料(法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの) | 130,000 |
| | 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料(その他の一般廃棄物処理施設に係るもの) | 111,000 |

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------|---------|
| 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 | 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料(法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの) | 1件につき | 120,000 |
| | 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料(その他の一般廃棄物処理施設に係るもの) | 1件につき | 100,000 |
| 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査 | 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料 | 1件につき | 33,000 |
| 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 | 一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料 | 1件につき | 20,000 |
| 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 | 一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料 | 1件につき | 94,000 |
| 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 | 一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料 | 1件につき | 94,000 |
| 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 | 2以上事業者産業廃棄物処理認定申請手数料 | 1件につき | 147,000 |
| 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 | 2以上事業者産業廃棄物処理変更認定申請手数料 | 1件につき | 134,000 |
| 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 1件につき | 81,000 |
| 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 | 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 | 1件につき | 73,000 |
| 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処分業許可申請手数料 | 1件につき | 100,000 |
| 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 | 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 1件につき | 94,000 |
| 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 | 1件につき | 71,000 |
| 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 | 1件につき | 92,000 |
| 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 1件につき | 81,000 |
| 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 | 1件につき | 74,000 |

| | | | |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|---------|
| 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 | 1件につき | 100,000 |
| 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 1件につき | 95,000 |
| 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 | 1件につき | 72,000 |
| 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 | 1件につき | 95,000 |
| 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの) | 1件につき | 140,000 |
| | 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料(その他の産業廃棄物処理施設に係るもの) | 1件につき | 120,000 |
| 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの) | 1件につき | 130,000 |
| | 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料(その他の産業廃棄物処理施設に係るもの) | 1件につき | 110,000 |
| 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査 | 産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料 | 1件につき | 33,000 |
| 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 | 産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料 | 1件につき | 20,000 |
| 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料 | 1件につき | 94,000 |
| 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料 | 1件につき | 94,000 |
| 法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査 | 廃棄物再生事業者登録申請手数料 | 1件につき | 40,000 |
| 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査 | 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 1件につき | 4,000 |
| 許可証等の再交付 | 許可証等再交付申請手数料 | 1件につき | 1,000 |